

『京都市地域防災計画 原子力災害対策編』の主な改正箇所（新旧対照表）

(3) 緊急時モニタリングの協力体制の整備

改正前（現行 平成 25 年 3 月 18 日策定）	改正後（改正案）
第 2 章 原子力災害事前対策 第 6 節 緊急事態応急体制の整備 6.9 モニタリング体制等の整備 6.9.1 環境放射線モニタリング体制の整備 京都市《環境政策局，産業観光局，保健福祉局，関係区役所，消防局，上下水道局》は，別に定める計画に基づき，環境放射線モニタリングを行う。 また，京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，京都府が実施する平常時の環境放射線モニタリングに協力するとともに，モニタリング結果に関する資料等の整理に努める。 6.9.2 緊急時モニタリングへの協力体制の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，京都府の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。	第 2 章 原子力災害事前対策 第 6 節 緊急事態応急体制の整備 6.9 モニタリング体制等の整備 6.9.1 環境放射線モニタリング体制の整備 京都市《環境政策局，産業観光局，保健福祉局，関係区役所，消防局，上下水道局》は，別に定める計画に基づき，環境放射線モニタリングを行う。 また，京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，京都府が実施する平常時の環境放射線モニタリングに協力するとともに，モニタリング結果に関する資料等の整理に努める。 6.9.2 緊急時モニタリングへの協力体制の整備 緊急時モニタリングのために，国の統括の下，緊急時モニタリングセンターが設置される。 同センターは，国（原子力規制委員会及び関係省庁），関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。）原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成されるため，京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，緊急時モニタリングに協力するとともに，京都府等の関係機関との連携体制を構築しておく。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

1.4 放射性物質による影響の早期把握のための活動を行う

1.4.1 緊急時モニタリングに協力し，モニタリング情報の迅速な把握に努める

京都市《本部事務局，各部》は，京都府が実施する緊急時モニタリングに関し，職員を派遣するなど協力を行う。

また，京都府や対策拠点施設に派遣した職員を通じて，屋内退避，避難，飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

1.4.2 住民等への影響を迅速に把握するため緊急時モニタリングを実施する

京都市《環境政策部，産業観光部，保健福祉部，消防部，上下水道部，区本部》は，京都府が実施するモニタリング活動に加え，災害の状況に応じ，別に定める計画に基づき，緊急時における原子力発電所からの放射性物質の放出による住民及び周辺環境への影響を迅速に把握するため，緊急時モニタリングを実施する。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

1.4 放射性物質**又は放射線**の影響の早期把握のための活動を行う

1.4.1 緊急時モニタリングに協力し，モニタリング情報の迅速な把握に努める

京都市《本部事務局，各部》は，**事態の進展に応じて，緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について，国や京都府等の関係機関に協力する。**

また，京都府や対策拠点施設に派遣した職員を通じて，屋内退避，避難，飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

1.4.2 住民等への影響を迅速に把握するため緊急時モニタリングを実施する

京都市《環境政策部，産業観光部，保健福祉部，消防部，上下水道部，区本部》は，**国の統括の下**，京都府が実施する**緊急時**モニタリング活動に加え，災害の状況に応じ，別に定める計画に基づき，緊急時における原子力発電所からの放射性物質の放出による住民及び周辺環境への影響を迅速に把握するため，**市独自での**緊急時モニタリングを実施する。

自ら行った緊急時モニタリング結果については，国，京都府，関係機関とデータを共有し，測定結果を公表する。